

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人竜華福祉会（以下「法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等に報酬として支給する金額は、次のとおりとする。また、報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(1) 理事	理事会の出席	1日	10,000円
	半日程度の法人業務	1日	20,000円
	1日程度の法人業務	1日	30,000円
(2) 監事	理事会・評議員会の出席	1日	10,000円
	半日程度の法人業務	1日	20,000円
	1日程度の法人業務	1日	30,000円
(3) 評議員	評議員会の出席	1日	10,000円
	半日程度の法人業務	1日	20,000円
	1日程度の法人業務	1日	30,000円
(4) 評議員選任・解任委員	委員会の出席	1日	5,000円

但し、理事及び監事の報酬については、定款23条第1項の「評議員会において別に定める総額」は、500,000円とし、その範囲内とする。また、上記の金額は源泉徴収額を引いたあとの金額とする。

2 前項の規定は、法人または施設から給与を支給されている者は除く。

(支払方法)

第4条 前条にある報酬は、その都度現金にて支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が法人の業務のため出張等したときは費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、交通費等の実費の他、日当として業務の内容を勘案し1日3,000円を限度にその都度理事長が定める。

(改正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の決議を要する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。